

議案第8号関連資料

明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと

1 目的

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法等が改正され、消費税率及び地方消費税率の合計が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、条例の一部を改正します。

2 概要

葬祭式場使用料及び霊きゆう自動車使用料を次のとおり改めます。

また、利用者の利便性に配慮する観点から、利用者が当施設を利用する際の消費税相当額を含む支払総額が一目で分かるようにするため、これまでの改正と同様、内税での料金表示とします。

(1) 葬祭式場使用料

区分	単位	使用料(円)			
		現行		改正	
		市民	市民以外	市民	市民以外
第1式場	24時間以内	432,000	648,000	440,000	660,000
第1式場 (間仕切)	24時間以内	288,000	432,000	293,300	440,000
第2式場	24時間以内	288,000	432,000	293,300	440,000
第3式場	24時間以内	114,000	171,000	116,100	174,200
第4式場	24時間以内	30,900	102,900	31,400	104,800
霊安室	1室24時間 につき	3,100	5,100	3,100	5,200

(2) 霊きゆう自動車使用料

運行距離	使用料(円)			
	現行		改正	
	霊きゆう用 特別自動車	霊きゆう用 普通自動車	霊きゆう用 特別自動車	霊きゆう用 普通自動車
10kmまで	20,600	14,500	21,000	14,800
20kmまで	25,600	18,000	26,100	18,300
30kmまで	30,700	21,600	31,200	22,000
40kmまで	35,700	25,100	36,400	25,600
50kmまで	40,700	28,600	41,500	29,100

3 施行期日

令和元年10月1日